

提 案 説 明 書

1 担当部局名

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階
札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課事業指導係 【担当】 福田、安宅
電話 (011) 211-2972 FAX (011) 218-5117

2 企画競争に付する事項

- (1) 役務の名称
介護人材定着化研修事業委託業務
- (2) 調達案件の内容
別添「仕様書」のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から平成31年2月28日

3 提案を求める事項

以下の項目について具体的な提案を行うこと。

- (1) 人材定着化研修
仕様書3(1)①ア～シに定める各研修の内容、想定する講師、想定会場、実施形態、開催時間帯・曜日など。
- (2) 介護職員等交流研修会
仕様書3(2)①ア～ウに定める各交流研修会の内容、想定する講師、想定会場、実施形態、開催時間帯・曜日など。
- (3) その他
ア 管理・運営体制
本事業を実施する上での運営・管理体制
イ その他
その他、本事業の目的達成のために必要と考えられる項目等があれば提案すること。

4 予算規模

4,768千円（消費税および地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

5 企画提案に係るスケジュール（予定）

- (1) 公募型企画競争参加表明書提出期限・・・・・・・・平成30年5月31日（木）
- (2) 企画提案に関する質問票の受付期限・・・・・・・・平成30年6月4日（月）
- (3) 企画提案書提出期限・・・・・・・・平成30年6月11日（月）
- (4) 審査会（ヒアリング）開催・・・・・・・・平成30年7月9日（月）

- (5) 審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・平成 30 年 7 月中旬
- (6) 契約締結日・・・・・・・・・・・・・・・・平成 30 年 7 月中旬

6 参加資格要件

委託業務を効果的かつ効率的に実施することができる民間企業、公益法人等（以下「企業等」という。）であり、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者、または同名簿に登録されておらず下記ア～カのいずれの要件にも該当しない者。

ア 特別な理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

イ 札幌市との入札及び契約等において、下記(ア)～(キ)のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者で、その事実があった後 3 年を経過しない者（ただし、これらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止の措置を受けた者を除く。）。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、または物件の品質もしくは数量に関して不正の行為をした者。

(イ) 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者。

(ウ) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げた者。

(エ) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督または検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。

(カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。

(キ) 上記(ア)～(カ)の規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結または契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

ウ 直前 1 年間に於いて、1 期の決算における製造、販売、請負等の実績高がない者。

エ 不渡手形または不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者。

オ 市区町村税または消費税・地方消費税を滞納している者。

カ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員または同条例 7 条に規定する暴力団関係事業者に該当する者。

- (2) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での応募参加を希望していないこと。

- (3) 企画提案書の提出期限において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等、経営状況が著しく不健全でないこと。

- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 複数企業による共同企業体（JV）ではない者。

7 参加手続きに関する事項

(1) 参加表明書・誓約書の提出

ア 提出期限

平成 30 年 5 月 31 日（木）17 時 15 分必着

イ 提出方法

下記様式について、持参又は郵送により提出すること。

(ア) 公募型企画競争参加表明書（様式 1）

(イ) 誓約書（様式 6）

なお、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていない者については、参加資格要件を満たしているか確認が必要であるため、下記 a～d の書類についても併せて提出すること。

a 登記事項証明書の写し

企画提案書の提出期限の 3 カ月前の日以降に発行された、最新の内容のもの。

現在事項または履歴事項全部証明書どちらでも可

b 市区町村税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の 3 カ月前の日以降に発行された、課税されているすべての項目について、未納がない旨の証明書

※企業等の所在地が札幌市の場合、納税証明書（指名願）を提出すること。

（札幌市以外の企業等については、各自治体の書類による。）

c 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

企画提案書の提出期限の 3 カ月前の日以降に発行された、未納がない旨の証明書

d 貸借対照表、損益計算書の写し

企画提案書の提出期限の直前 2 期分（決算期変更により 12 カ月に満たない決算期がある場合は直前 3 期分。設立直後で直前 1 期分の決算しか終えていない場合は直前 1 期分）について、確定している決算書（貸借対照表、損益計算書）を提出すること。

ウ 提出先

「1 担当部局名」と同じ。

エ 受付時間

8 時 45 分から 17 時 15 分（土日・祝日を除く）

オ 参加資格の審査

提出を受けた誓約書の内容等から参加資格の審査を行い、参加資格を満たすことが確認できた者に対しては、その旨を口頭または F A X 等にて通知する。

参加資格を満たすことが確認できなかった者に対しては、その旨を文書で通知する。

なお、上記審査により参加資格を満たすことが確認できた者についても、最終的に契

約候補者が選定され契約締結に至るまでの間に、下記(ア)～(ウ)の項目に該当することが判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは既に提出された提案書類の評価を行わず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

(ア) 参加資格を満たしていないことが判明し、または満たさないこととなったとき。

(イ) 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

(ウ) 不正な利益を図る目的で企画競争実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

(2) 企画競争に関する質問の受付

ア 提出期限

平成30年6月4日(月)17時15分必着

イ 提出方法

質問表(様式3)により、FAXまたは電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出する場合は件名を「介護人材確保促進事業委託業務に関する質問」とすること。

FAX 011-218-5117

電子メール jigyو.shido@city.sapporo.jp

ウ 回答方法

質問を受理した日から3日(土日・祝日を除く。)以内に札幌市保健福祉局ホームページ上で回答する。

ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては質問者のみに対し回答する場合がある。

【URL】

<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/kaigojinzaitetyakukakensyujigyو.html>

(3) 提案書の提出

ア 提出期限

平成30年6月11日(月)17時15分必着

イ 提出方法

下記様式について、持参又は郵送により提出すること。

なお、下記(イ)～(エ)については**8部**提出すること。

(ア) 公募型企画競争申込書(様式4)

(イ) 法人の概要(様式5)

(ウ) 企画提案書

自由様式、A4版片面で作成。表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。

(エ) 見積書

自由様式、A4版片面で作成。経費の内訳を記載、消費税等相当額も明示すること。

(オ) 辞退届(様式2)

企画競争に参加しない場合に提出すること。

8 審査

(1) 一次（書類）審査

提出された企画提案書等の書類のみの評価を行う。なお、企画提案者が4者以下の場合には一次審査を省略する。

ア 書類審査実施日

平成30年6月12日（火）～平成30年6月19日（火）

イ 選定方法

評価の高い上位4者を書類審査合格とし、(2)のヒアリングに進むことができるものとする。

ウ 審査項目、配点及び点数の基準

別添「契約候補者選定指針」のとおり。

エ 審査結果

企画提案者すべてに審査結果を文書で通知する。なお、企画提案書の提出が4者以下の場合書類審査は行われなため、結果も通知しない。

(2) 二次（ヒアリング）審査

上記(1)の評点に基づき、上位4者の企画提案者によるプレゼンテーション及び企画提案者に対するヒアリングを実施後、その内容を踏まえ、企画提案書等の評価を行う。

ア ヒアリング実施日

平成30年7月9日（月）

イ 選定方法

企画競争実施委員会において最も高い評価を得た企画提案者を契約候補者として選定する。なお、企画提案者が1者であった場合は、企画競争実施委員会で定める最低基準を満たしている場合は、契約候補者とする。

ウ 選定手順、評価方法及び評価基準

別添「契約候補者選定指針」のとおり。

エ 審査結果

企画提案者すべてに選定結果を文書で通知する。

9 契約

(1) 契約方法

企画競争実施委員会において選定された契約候補者と札幌市の間で、企画提案内容を元に協議を行い、協議が整った場合は特定者を相手方とする随意契約により契約を締結する。

(2) 契約条項

別添「契約書案」のとおり

10 疑義の申し立て

(1) 疑義の申し立て

企画提案者は、企画競争への参加資格の審査結果または提案企画の選定結果に疑義があ

るときは、それぞれ以下の期間内に、書面により疑義の申し立てをすることができる。

ただし、持参により提出するものとし、送付または電送によるものは受け付けない。

ア 参加資格についての疑義申し立て

審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日（土日・祝日を除く。）以内

イ 選定結果についての疑義申し立て

選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（土日・祝日を除く。）以内

(2) 申し立てに対する回答

申し立てのあった日の翌日から起算して5日（土日・祝日を除く。）以内に、書面により回答する。

(3) 申し立ての提出先及び受付時間

提出先：「1 担当部局名」と同じ。

受付時間：8時45分から17時15分（土日・祝日を除く）

11 その他留意事項

(1) 書類の作成・提出に係る費用は提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 同一企業等からの複数の企画提案書等の提出は認めない。

(4) 誤字等を除き、応募書類提出後の内容変更および追加は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情があると市が判断した場合には内容変更及び追加を認める。

(5) 書類の著作権は提出者に帰属するが、市が本件の選定の公表等に必要な場合には、市は書類の著作権を無償で使用できることとする。

(6) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の定めるところにより、公開される場合がある。